議　長	事務局長	主　幹	係

様式第２号（第５条関係）

令和６年１１月１５日

調　査　結　果　報　告　書

今金町議会議長　芳　賀　芳　夫　　様

（氏名）　　苅屋　泰裕　　㊞

今金町議会政務活動費の交付に関する要綱第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　調 査 期 間　　令和６年１１月１３日

２　調　査　先　　オンライン研修　（京都府開催）

３　調 査 事 項　　１．適正な議員定数の算定手法を考える

２．適正な議員報酬の算定手法を考える

４　調査先面会者　　講師　廣瀬和彦

５　調 査 結 果　　京都府で開催された研修であるが、遠方であった事、オンラインによる参加が可能であった事からオンライン研修にて参加しました。
適正な議員定数の算定手法については、議員定数の法的根拠や定数に関わる地方自治制度の歴史や現在における地方議員数の状況・課題等の解説があり、その経緯からなる今日の適正な議員定数の算定手法の考え方について常任委員会数方式～面積人口方式までの６つの算定方式について、さらにはこの算定方式を活用した地方議会の実例と併せて紹介いただいた。
今後、今金町議会においても議員定数の議論が予想される事から今回、

学んだ算定手法やさらに他の手法も含めて理解を深め、今後の議論での活用をしていきたいと思います。

適正な議員報酬の算定手法については、議員定数同様に法的根拠や歴史、現在における地方議員報酬の状況・課題等の解説があり、その経緯からなる今日の適正な議員報酬の算定手法の考え方について執行部職員給与基準方式～議会費固定化方式までの７つの算定方式について、さらにはこの算定方式を活用した地方議会の実例と併せて紹介いただいた。
現在、今金町議会において議員報酬の議論が始まり、長給与基準方式を採用しているところではあるが、それぞれの方式においても長短があるので、報酬や定数の議論においては多角的な視点によりその変化がどのような成果を町にもたらすか等も含めて議論し、その一助として算定方式を使っていく事も必要であると質疑応答で答えていただきました。
このことも踏まえて今後の議論での活用をしていきたいと思います。

以上